

合理的な費用を考慮した価格形成について

MAFF

Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

農林水産省

2024年11月28日
新事業・食品産業部

目次

1	物価の動向	2
2	食料・農業・農村基本法	5
3	食料システムを通じた食料の持続的な供給	11
4	賃上げによる購買力の確保等	23
5	10月24日協議会での主なご意見	28

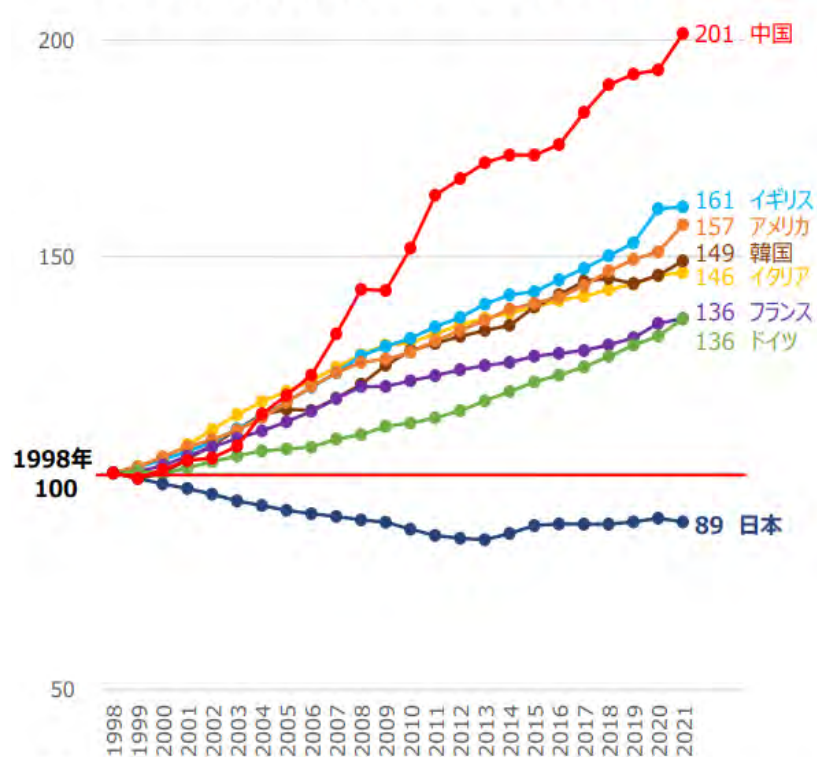
1 物価の動向



長期的な物価の動向

- GDPデフレーター（国内経済全体の物価動向）は、1998年以降、各国で上昇するも日本では**下降傾向**で推移。
- 食料の**消費者物価指数**は、長期のデフレ下にあつて低位に推移していたが、**2014年以降上昇傾向**で推移。

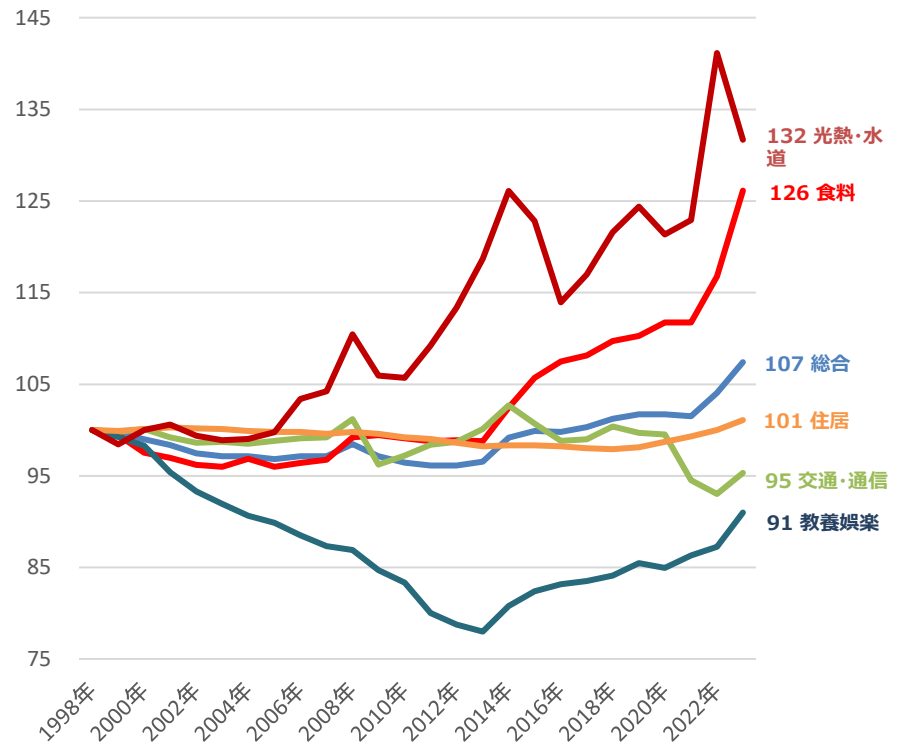
○各国におけるGDPデフレータの推移（1998年=100）



資料：THE WORLD BANK

注1：GDPデフレーターは、(名目GDP) / (実質GDP) × 100で計算される、消費だけでなく、設備投資や公共投資なども含めた国内経済全体の物価動向を表す包括的な指標。
 注2：資料では2015年=100とされているものを、1998年=100とにおいて計算。

○消費者物価指数の推移（1998年=100）



資料：総務省「消費者物価指数」(2020年基準消費者物価指数)

注：資料では2020年=100とされているものを、1998年=100とにおいて計算

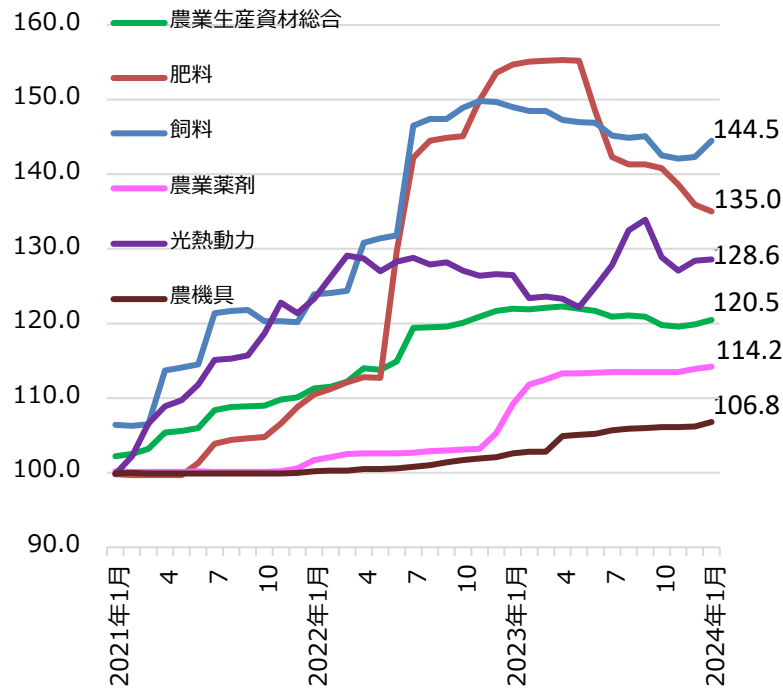
農作物価指数の動向



- 農業生産資材の価格は、2021年頃から**上昇傾向**であり、特に肥料及び飼料の価格指数は、2022年に急上昇。2023年以降も引き続き高水準で推移。
- 農産物の価格は、調査項目（総合、米、野菜、花き、鶏卵）のうち鶏卵を除き、**おおむね横ばい**で推移。野菜、花は変動が大きい。

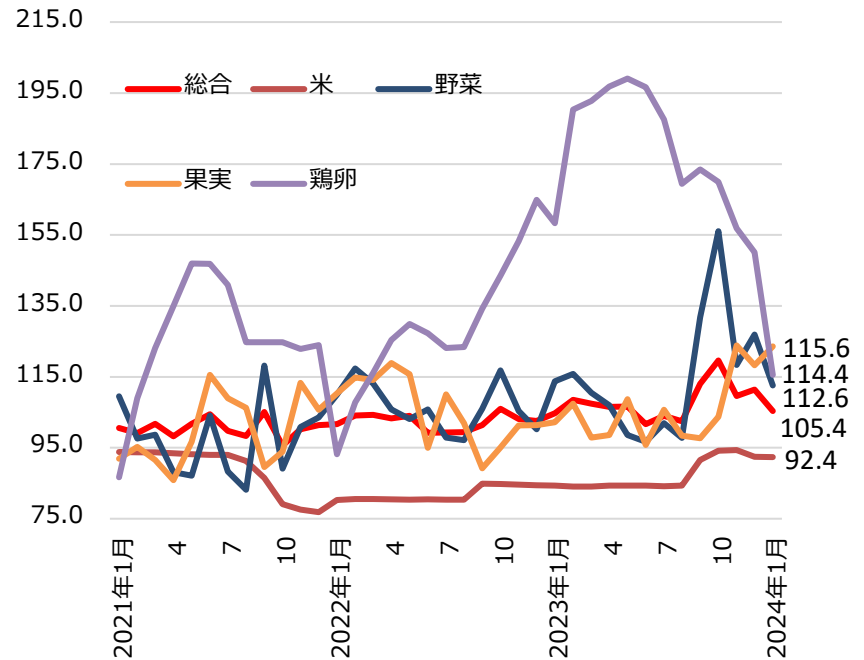
【農業生産資材価格指数の推移】（2020年=100）

（農業経営体が購入する農業生産資材の価格を指数化したもの）



【農産物価格指数の推移】（2020年=100）

（農業経営体が販売する農産物の価格を指数化したもの）



資料：農林水産省「農作物価統指数（令和2年基準）」（令和6年2月）を基に作成

資料：農林水産省「農作物価指数（令和2年基準）」（令和6年2月）を基に作成

2 食料・農業・農村基本法



食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律の概要（令和6年6月5日公布・施行）



背景

- 近年における世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少等の変化に対応し、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため、基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策を定める。

法律の概要

食料安全保障の確保

- (1) 基本理念について、
 - ① 「食料安全保障の確保」を「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態」と定義。
 - ② 国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤等の確保が重要であることに鑑み、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない旨を規定。
 - ③ 食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品事業者、消費者その他の食料システムの関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない旨を規定。
- (2) 基本的施策として、次の事項を規定。
 - ① 食料の円滑な入手（食品アクセス）の確保（輸送手段の確保等）、農産物・農業資材の安定的な輸入の確保（輸入相手国の多様化、投資の促進等）
 - ② 収益性の向上に資する農産物の輸出の促進（輸出産地の育成、生産から販売までの関係者が組織する団体（品目団体）の取組促進、輸出の相手国における需要の開拓の支援等）
 - ③ 価格形成における費用の考慮のための食料システムの関係者の理解の増進、費用の明確化の促進等

環境と調和のとれた食料システムの確立

- (1) 新たな基本理念として、食料システムについては、環境への負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない旨を規定。
- (2) 基本的施策として、農業生産活動、食品産業の事業活動における環境への負荷の低減の促進等を規定。

農業の持続的な発展

- (1) 基本理念において、生産性の向上・付加価値の向上により農業の持続的な発展が図られなければならない旨を追記。
- (2) 基本的施策として、多様な農業者による農地の確保、農業法人の経営基盤の強化、農地の集団化・適正利用、農業生産の基盤の保全、先端的な技術（スマート技術）等を活用した生産性の向上、農産物の付加価値の向上（知財保護・活用等）、サービス事業者の活動促進、家畜の伝染性疾病・有害動植物の発生予防、農業資材の価格変動への影響緩和等を規定。

農村の振興

- (1) 基本理念において、地域社会が維持されるよう農村の振興が図られなければならない旨を追記。
- (2) 基本的施策として、農地の保全に資する共同活動の促進、地域の資源を活用した事業活動の促進、農村への滞在機会を提供する事業活動（農泊）の促進、障害者等の農業活動（農福連携）の環境整備、鳥獣害対策等を規定。

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律（抜粋）①



改正前	改正後
<p>（食料の安定供給の確保）</p> <p>第二条 食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 食料の供給は、農業の生産性の向上を促進しつつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して行われなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>4 (略)</p>	<p>（食料安全保障の確保）</p> <p>第二条 食料については、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることに鑑み、将来にわたって、食料安全保障（良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれ入手できる状態をいう。以下同じ。）の確保が図られなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤、食品産業の事業基盤等の食料の供給能力が確保されていることが重要であることに鑑み、国内の人口の減少に伴う国内の食料の需要の減少が見込まれる中においては、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない。</p> <p>5 食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システム（食料の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携することにより、全体として機能を発揮する一連の活動の総体をいう。以下同じ。）の関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない。</p> <p>6 (略)</p>

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律（抜粋）②

改正前	改正後
<p>(新設)</p> <p>(食品産業の健全な発展) 第十七条 国は、食品産業が食料の供給において果たす役割の重要性にかんがみ、その健全な発展を図るため、事業活動に伴う環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保に配慮しつつ、事業基盤の強化、農業との連携の推進、流通の合理化その他必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(農産物の価格の形成と経営の安定) 第三十条 国は、消費者の需要に即した農業生産を推進するため、農産物の価格が需給事情及び品質評価を適切に反映して形成されるよう、必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>(食料の円滑な入手の確保) 第十九条 国は、地方公共団体、食品産業の事業者その他の関係者と連携し、<u>地理的な制約、経済的な状況その他の要因にかかわらず食料の円滑な入手が可能となるよう、食料の輸送手段の確保の促進、食料の寄附が円滑に行われるための環境整備その他必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p>(食品産業の健全な発展) 第二十条 国は、食品産業が食料の供給において果たす役割の重要性に鑑み、その健全な発展を図るため、環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保その他の食料の<u>持続的な供給に資する事業活動の促進、事業基盤の強化、円滑な事業承継の促進、農業との連携の推進、流通の合理化、先端的な技術を活用した食品産業及びその関連産業に関する新たな事業の創出の促進、海外における事業の展開の促進</u>その他必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(食料の持続的な供給に要する費用の考慮) 第二十三条 国は、食料の価格の形成に当たり食料システムの関係者により食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるよう、<u>食料システムの関係者による食料の持続的な供給の必要性に対する理解の増進及びこれらの合理的な費用の明確化の促進</u>その他必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(農産物の価格の形成と経営の安定) 第三十九条 国は、農産物の価格の形成について、<u>第二十三条に規定する施策を講ずるほか、消費者の需要に即した農業生産を推進するため、需給事情及び品質評価が適切に反映されるよう、必要な施策を講ずるものとする。</u></p>

食料・農業・農村基本法改正を受けた政策の進め方 (食料安定供給・農林水産業基盤強化本部 令和6年6月12日)



- 食料・農業・農村基本法の改正案の国会成立を受けて、**基本計画の改定**を行う。
- また、**基本計画の改定を待たずに打つべき施策は打つ**など、食料安全保障の強化に向けて**施策を集中実施**。
- **合理的な価格の形成**、人口減少下における**土地改良の在り方**などの**関連法案**については、**令和7年中の国会提出**を視野に**法制化**を検討。

食料システムの持続性の確保に向けた合理的な価格の形成等 (法制化)

- ・関係者の協議による**コスト指標づくり**を推進しつつ、持続的な食料供給に必要な**合理的なコスト**を考慮する**仕組みを新たに法制化**
- ・食料システムの持続性の確保に向けた**食品事業者の取組促進** (環境・人権、農業者との連携等) 等

令和7年中の法案国会提出

人口減少下における農業用インフラの保安全管理 (土地改良法制の見直し)

- ・人口減少に対応し、基幹的な用排水施設について、**申請がなくても更新等を行えるよう手続の簡素化**
- ・末端インフラの適切な保全のため、**土地改良区と地域の関係者による議論・体制づくり**を推進
- ・災害リスクの増大に対応するため、**緊急的な防災事業**について、**事業目的に地震・豪雨対策に加え老朽化対策**を追加

令和7年中の法案国会提出

環境負荷低減の取組推進

- ・農水省関係の補助金受給に際し、適正な化学農薬・肥料の使用など、**環境負荷低減に取り組むこと等を要件とするクロスコンプライアンスの実施** (令和6年度から試行実施中)
- ・更に**先進的な環境負荷低減の取組**を行う場合に**交付金を交付する仕組みの創設** (令和9年度以降を想定)
- ・消費者理解醸成に向けた**環境負荷低減の取組の見える化**、J-クレジットによる民間資金の活用 等

令和6年～クロスコンプライアンス実施
令和9年目途環境関係の交付金の在り方見直し

食料供給困難事態への対応

- ・民間在庫を含めた**国の潜在的な食料供給確保量の把握**
- ・上記を踏まえて民間在庫も組み合わせた**総合的な備蓄方針の明確化**
- ・具体的な局面を想定した**食料供給困難事態の対処方針の明確化** 等

令和7年中国の基本方針策定

人・農地の確保

- ・令和7年3月末までの各地における**地域計画の策定**
- ・地域計画を踏まえた**担い手の育成・確保と農地の集積・集約化、ほ場整備**
- ・令和7年中に、**食料安全保障の強化に必要な農地面積の明確化** 等

令和7年3月末まで地域計画の策定
令和7年中国の基本指針策定

スマート農業技術の開発促進と生産・流通等の方式の変革

- ・令和6年中に、**スマート農業技術の重点開発目標の設定** (基本方針の策定)
- ・農研機構の施設供用等を通じた**スタートアップ支援**
- ・リース方式、サービス事業者等を通じた**スマート農業機械の普及**と、生産現場での**栽培方式等の変革促進** 等

令和6年中国の基本方針策定

法案の成立状況を踏まえて対応

食料・農業・農村基本計画の改定

食料安全保障の強化に向けた施策の集中実施

令和6年通常国会に法案を提出



経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太の方針2024）〈抜粋〉

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現
～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

1. 豊かさを実感できる「所得増加」及び「賃上げ定着」

(1) 賃上げの促進

(中略) 農林水産業や食品産業における就業者の所得向上に向けた環境整備を進める。原材料費、労務費等を考慮した合理的な価格形成がなされるよう、官民協議の下、コスト指標を早期に示すほか、新たな法制度について、2025年の通常国会への提出を目指す。

5. 地方創生及び地域における社会課題への対応

(4) 農林水産業の持続可能な成長及び食料安全保障

(中略) 食料供給困難事態に備えた基本方針策定等のほか、コスト指標作成等に係る協議を進め、食料の合理的な価格の形成の制度化等食料システムの持続性確保のための法制度について次期通常国会への提出を目指す。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024年改訂版 〈抜粋〉

VI. GX・エネルギー・食料安全保障

2. 食料安全保障

(1) 食料安全保障の強化

③ 合理的な価格の形成に向けた持続可能な食料システムの構築

生産から加工・流通・販売・消費までの各段階の関係者からなる協議会におけるコスト指標の作成等の議論も踏まえつつ、食料システムの持続性確保のため、食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮された価格形成のための法制度の検討を行う。

3 食料システムを通じた食料の持続的な供給



適正な価格形成に関する協議会



構成員

【生産者】

全国農業協同組合中央会	馬場 利彦	専務理事
全国農業協同組合連合会	齊藤 良樹	代表理事専務
日本農業法人協会	井村 辰二郎	副会長
中央酪農会議	隈部 洋	副会長

【製造業者】

食品産業センター	荒川 隆	理事長
日本乳業協会	宮崎 淑夫	専務理事

【流通業者】

全国中央市場青果卸売協会	出田 安利	専務理事
日本加工食品卸協会	時岡 肯平	専務理事

【小売業者】

日本チェーンストア協会	牧野 剛	専務理事
日本スーパーマーケット協会	江口 法生	専務理事
全国スーパーマーケット協会	島原 康浩	常務理事

【外食・中食業者】

日本フードサービス協会	坂本 修	専務理事
日本惣菜協会	黒田 久一	副会長

【消費者】

日本生活協同組合連合会	二村 睦子	常務理事
全国消費者団体連絡会	郷野 智砂子	事務局長
主婦連合会	田辺 恵子	副会長

【学識経験者】

九州大学	福田 晋	名誉教授
宮城大学	三石 誠司	副学長・教授

開催実績・予定

月日	会合
8月29日	第1回 適正な価格形成に関する協議会
10月11日	第2回 適正な価格形成に関する協議会 → ワーキンググループの設置を決定
20日	第1回 飲用牛乳ワーキンググループ
30日	第1回 豆腐・納豆ワーキンググループ
11月17日	第2回 飲用牛乳ワーキンググループ
28日	第2回 豆腐・納豆ワーキンググループ
12月27日	第3回 適正な価格形成に関する協議会
2月 9日	第3回 豆腐・納豆ワーキンググループ
3月15日	第3回 飲用牛乳ワーキンググループ
4月 5日	第4回 適正な価格形成に関する協議会
8月 2日	第5回 適正な価格形成に関する協議会
10月24日	第6回 適正な価格形成に関する協議会 → ワーキンググループの設置を決定
11月 5日	第1回 米ワーキンググループ
11月 6日	第1回 野菜ワーキンググループ

食料システムを通じた食料の持続的な供給①



【直面する課題】

原材料価格の高騰や急速な円安の進行など、農業・食品産業の事業環境が急激に変化。



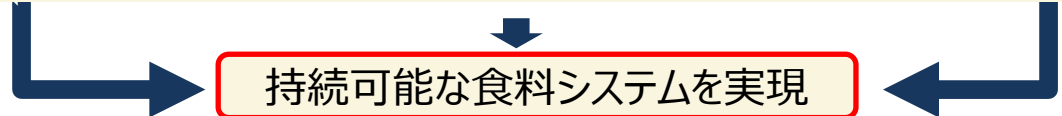
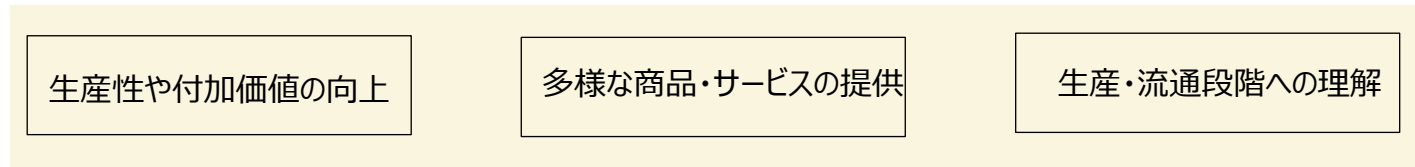
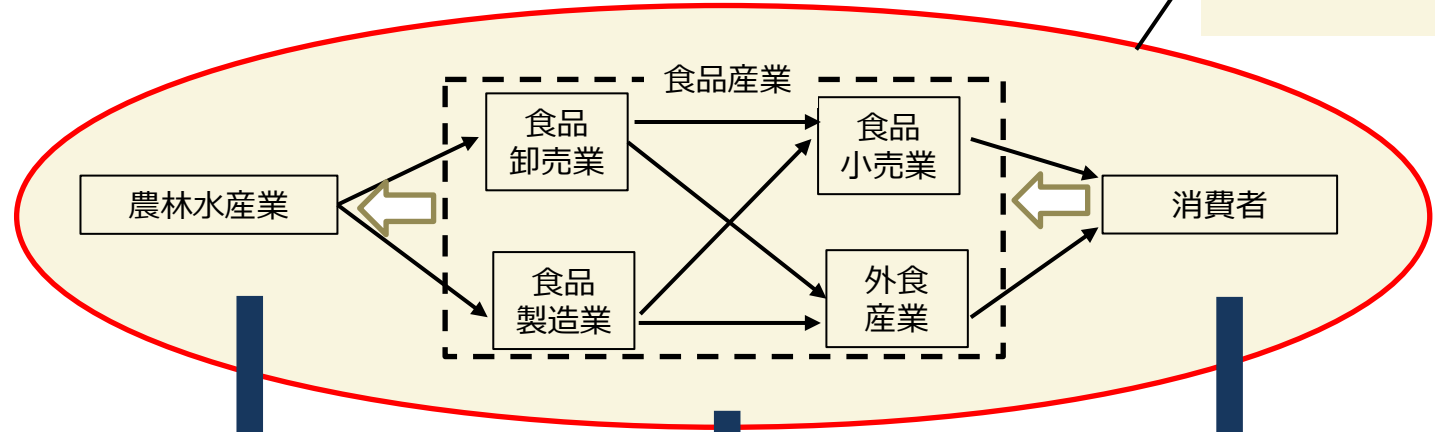
【考え方】

生産から消費までの各段階の関係者を通じて、持続的に供給できるよう**協調**。



【目指すべき食料システムの姿】

消費者の理解の下、食料システムの持続性を確保するために、**協調**することが必要。



食料システムを通じた食料の持続的な供給②

○ 合理的な費用を考慮した価格形成のためには、

①コストの把握・見える化、②コストを考慮した取引の実施、③消費者の購買力の確保が必須。

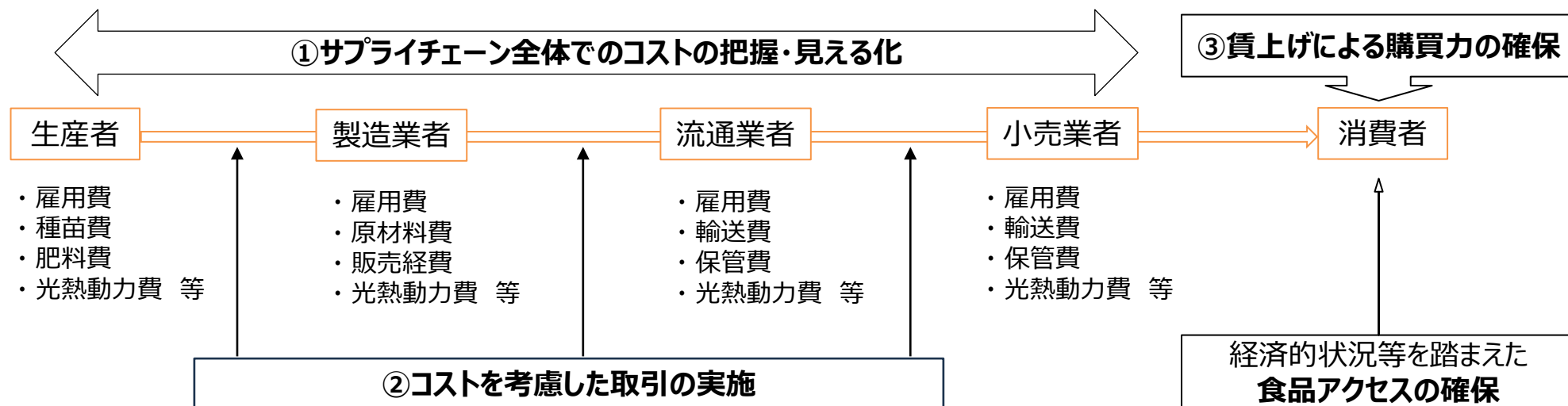
「適正な価格形成に関する協議会」における御意見

○ 生産者・製造業者

- ・ 個社のコストデータは**企業秘密**。収集・提供方法について検討が必要。
- ・ 品目によっては、**売り手側**の取引上の**立場が弱い**

○ 流通・小売・消費者

- ・ 資材費上昇等の事情は理解。**コストを指標化・見える化**することが必要。
- ・ コストの指標化・見える化は、**危機的状況の消費者理解につながる可能性**。
- ・ **所得が増加しないと**、消費行動の変容は困難。



(1) コストの把握・見える化



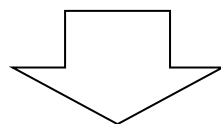
コストの把握・見える化（考え方）



- 個人・個者のコストは秘匿性が高いため、同質性のある**産地・品目ごと**にまとめてコストを**把握・見える化**。
- **第三者の関係団体**によるコストの把握・見える化を促進。

1 「適正な価格形成に関する協議会」における御意見

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 生産者・製造業者<ul style="list-style-type: none">・ 個人・個社のコスト内容は企業秘密。・ 第三者の関係団体が取りまとめることが現実的。 | <ul style="list-style-type: none">○ 流通業者・小売業者<ul style="list-style-type: none">・ 品目ごとのコスト管理は行っておらず、光熱費、人件費等の費目ごとの管理が実情。 |
|--|--|



2 コストの把握・見える化の考え方

- 個人・個社のコストは秘匿性が高いため、**同質性のある産地・品目ごと**にまとめて把握・見える化。
- 生産・製造・流通・小売といった**段階ごとのコストの把握**は、**関係団体**が実施。
 - ・ 関係団体は、**公的統計**のほか、**民間データ等**を活用して調整した上で、コストを**見える化**。
 - ・ 関係団体は、**一定のまとまりのある産地**等における**同一品目**のコストについて把握・見える化。
例) 全国的に様々な産地がある品目の場合、全国一本で把握するのではなく、**産地単位**で同一品目ごとに見える化。

コスト構造の実態調査①



- 調査目的**
- 食料システムの**各段階**での**取引価格**、生産・製造・流通等に要する**費用等**を調査。**品目ごとのコスト構造等**の実態を明確化。(令和6年3月から開始)
 - 対象は、生産者、集出荷団体、製造業者、仲卸業者、小売業者等。

- 対象品目**
- **米**、大豆、小麦
 - **果実** (みかん、りんご等)
 - **飲用牛乳**、**鶏卵**、食肉 (**牛肉**、豚肉、鶏肉)
 - **野菜** (ピーマン、大玉トマト、キャベツ、たまねぎ等)
 - 茶
 - 加工食品 (**豆腐・納豆**、こんにゃく等)

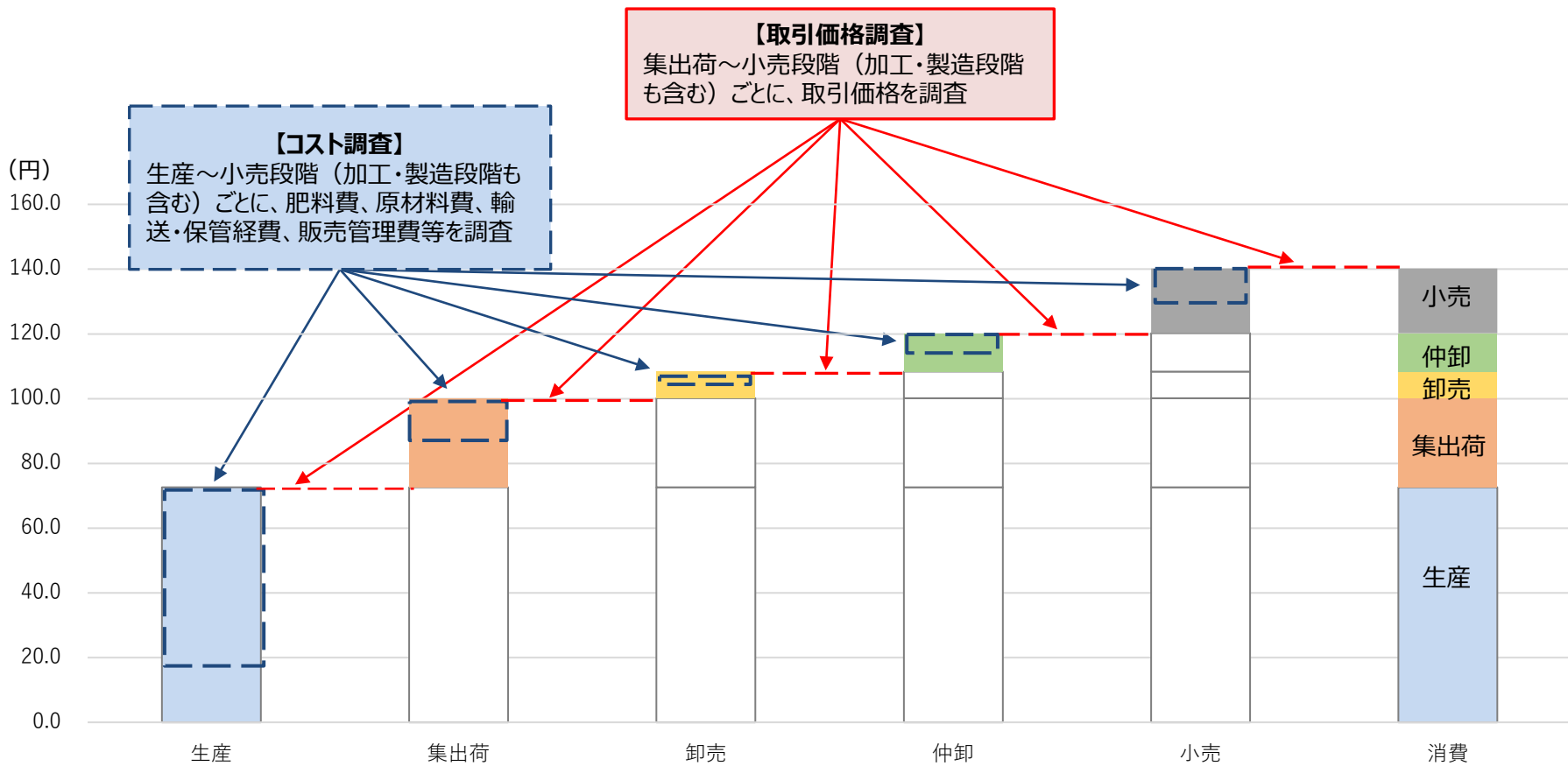
主な対象品目	生産段階	製造段階	流通段階注	小売段階
米 ・主産地7道県の主要品種	- 〔 生産費統計を活用 〕	-	集出荷団体や米卸を主に調査	首都圏の食品スーパーを主に調査 (飲用牛乳、豆腐・納豆はドラッグストアも調査) ・対象品目の販売コストを調査
野菜 ・ピーマン、大玉トマト、キャベツ、たまねぎ等	主産地の農協等へのヒアリング・アンケートにより調査	製造業者へのヒアリング・アンケートにより調査 〔 キャベツ・たまねぎ 〕	集出荷団体や卸売・仲卸業者を主に調査	
果実 ・みかん、りんご、ぶどう 等	主産地の農協等へのヒアリング・アンケートにより調査	製造業者へのヒアリング・アンケートにより調査	集出荷団体や卸売・仲卸業者を主に調査	
飲用牛乳 ・NB/PB、大手/中小に応じて選定	- 〔 生産費統計を活用 〕	乳業者へのヒアリング・アンケートにより調査	指定生乳生産者団体や食品卸を主に調査	
鶏卵 ・会社規模に応じて選定	主産地の養鶏農家等へのヒアリング・アンケートにより調査	-	荷受業者を主に調査	
牛肉 ・肉用牛の種類に応じて選定	- 〔 生産費統計を活用 〕	食肉センター等へのヒアリング・アンケートにより調査	食肉卸を主に調査	
豆腐・納豆 ・大豆の国産/輸入、価格帯等に応じて選定	-	製造業者へのヒアリング・アンケートにより調査	食品卸を主に調査	

注) 産地等から首都圏へ流通するルートを特定。当該流通に係るコストを調査。

コスト構造の実態調査②



- 生産から小売の各段階ごとのコストを調査。
- さらに、各段階ごとの取引価格を調査し、最終的な小売価格に占める各段階の比重も把握。



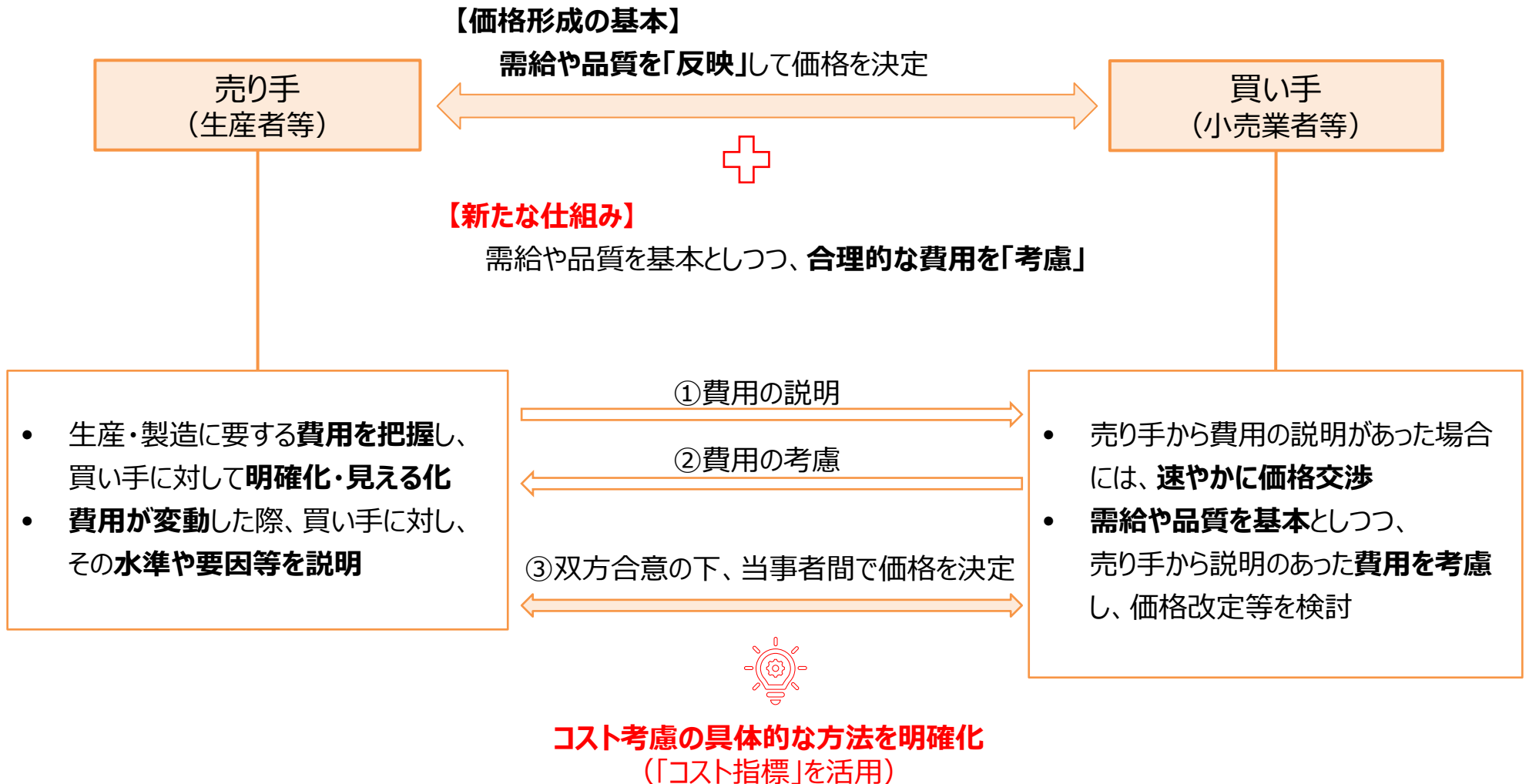
※平成29年度食品流通段階別価格形成調査（青果物調査）を基にキャベツ1玉当たり（1kgと仮定）のコスト構造を事例にグラフを作成

(2) コストを考慮した取引の実施



コストを考慮した取引の実施（考え方）

- 売り手は**コストを把握**し、買い手に**説明**。買い手は説明を受けた**コストを考慮**。その上で、最終的な**取引価格**は**当事者間で決定**。
- コストに関する説明が十分理解されるよう、**コスト考慮の具体的な方法**（コスト指標の活用方法等）を**明確化**。



《参考》コストの把握・説明の取組事例

【JA全農いばらき】

- 生産費が考慮された価格形成の実現に向け、農業生産資材の価格高騰の影響を数値で示すため、**野菜や果樹、花き等**を対象とし、**県の統計**を基に、**肥料、農薬、光熱動力、出荷資材、労働賃金、運賃**について、2018年度と2022年度の生産費を比較し、その**上昇額**を算出した「**試算表**」を作成。
- **大手卸売会社向けに説明会**を開催し、当該試算表を小売業者の**バイヤー等との価格交渉**の場で**活用**することを要請。また、県内の各市場や直接取引している食品企業等にも説明。
- これらの取組により、取引価格の値上げに応じる取引先も見られ、価格交渉の場で**生産費の上昇を客観的に示すことの重要性**が再認識されているところ。

主な品目の1ケース当たり生産費上昇額の試算表

(単位：円)

品名	生産出荷に係る資材等別上昇額(1ケース当たり)						1ケース当たり
	肥料	農薬	出荷資材	光熱動力費	労働賃金	運賃	上昇額
ピーマン	26.3	9.1	9.7	5.7	38.1	5.0	93.9
結球レタス	160.3	2.8	39.2	2.0	54.0	8.0	266.3
はくさい	25.9	8.4	17.4	1.7	10.0	10.0	73.4
かんしょ	33.3	7.6	9.3	4.5	27.1	6.0	87.9
れんこん	53.3	1.9	23.0	7.5	31.9	6.0	123.6
春メロン	86.8	12.4	20.6	3.1	52.1	10.0	185.0



取引先向けの説明会

資料：全国農業協同組合連合会茨城県本部

資料：全国農業協同組合連合会茨城県本部

注：令和5(2023)年6月時点の試算値

(令和5年度食料・農業・農村白書より)



コストをめぐる事情

- 個人・個社のコスト内容は**企業秘密**。また、各当事者が**詳細にコスト内容を開示**するのは**大きな負担**。
 - ⇒ データの秘匿性に配慮し、例えば**産地単位**でまとめて**把握・収集**。
 - ⇒ 「**コスト指標**」をもって、**多くの当事者が活用**。
- 特に流通段階では**品目ごとのコスト管理は行っていないのが実情**。
 - ⇒ 全体のコストから**品目ごとのコストを推計**。
- **公的データ**には、公表までの時間差が大きい等の**制約**。
 - ⇒ **公的データ、民間データ等を組み合わせ**て活用。

コスト指標

1 作成目的

- 価格形成において**考慮されるべき費用**として、「**コスト指標**」を作成。
- 「コスト指標」の**変動に応じて**、関係者間での**価格交渉等**を促進。

2 作成方法

- 公的統計、コスト調査の結果等の**公的データ**、**業界の独自調査等**を活用して調整の上で作成。
- **関係者の合意**の下、関係団体が作成。

※ コスト構造の実態調査等を踏まえ、今後、一層具体化。

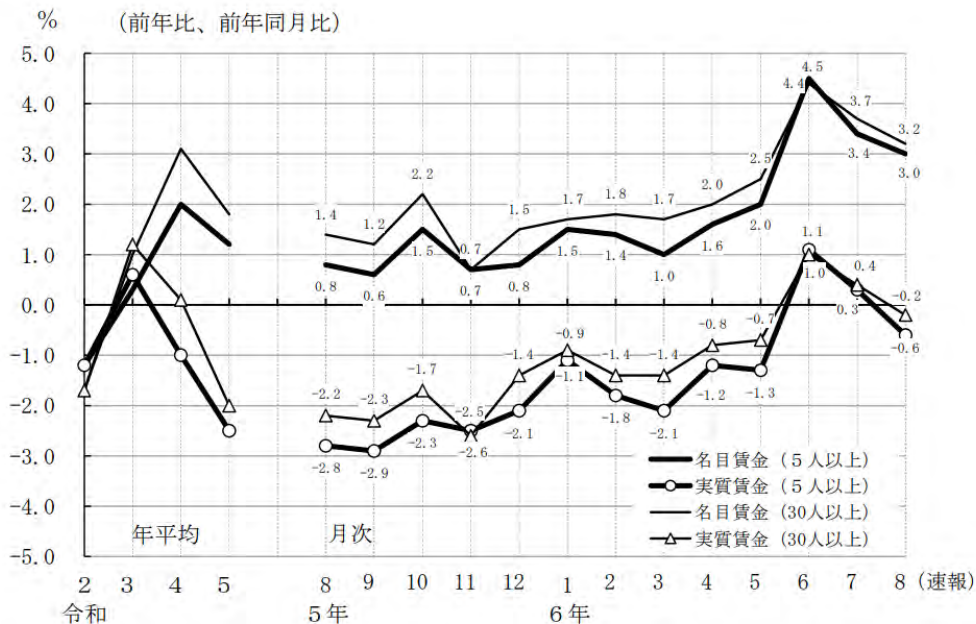
4 賃上げによる購買力の確保等



賃上げ等による消費者の購買力の確保

- 政府では、**政労使による意見交換等**を通じて賃上げの取組を推進。
- 大手企業では昨年を上回る賃上げが実現。引き続き、**中小企業**での取組が課題。

○実質賃金の動向（労働者全体）



(出典) 厚生労働省 毎月勤労統計調査 令和6年8月分結果速報

○2024年10月9日の会見での総理発言（抜粋）

長い地道な取組により、デフレからの脱却に向けた歩みは、確かなものとなりつつあります。

その一方、国民の皆様方が約30年ぶりの物価上昇に直面しておられることも事実であり、当面の物価高対策とともに、**実質賃金の上昇を実現していかなければなりません。**

○中小企業と大企業の賃上げ率



(出典) 令和6年第3回経済財政諮問会議 (令和6年4月2日) 資料

経済的に困窮している者等の食品アクセスの確保

- 経済的に困窮している者への多様な食料の提供に向けて、**地域の関係者が連携する体制づくりや食品提供の質・量の充実等に向けたフードバンク・こども食堂等の取組への支援等**を実施するとともに、食品ロスの削減を進める観点から食品事業者による未利用食品の提供を進め、**フードバンクを通じた食品提供**の取組を実施。

食品アクセスの確保に関する取組

- 経済的理由・物理的理由により十分な食料を入手できない者が増加している中で、平時から国民一人一人が**食料にアクセス**でき、**健康な食生活を享受**できる環境を整備することが重要。
- このため、農水省、消費者庁、こども家庭庁、厚労省等、**関係省庁が協力**し、地方自治体を始めとする**地域の関係者が連携**して円滑な食料提供に取り組む体制の構築に向けた支援やフードバンク、こども食堂等の活動への支援等を実施。

経済的アクセス	物理的アクセス
<ul style="list-style-type: none"> ○ 食料提供に資する体制づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の関係者が連携して円滑な食料提供に取り組む体制づくり ・ 孤独・孤立の状態にある者等への食料支援等を通じたつながりづくり ・ フードバンク等への食品の寄附等の促進に向けた仕組みづくり 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 移動販売等の拠点施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体が行う拠点施設の整備支援
<ul style="list-style-type: none"> ○ フードバンク、こども食堂等による食料提供活動への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自立相談支援機関によるフードバンク等と連携した食料提供支援 ・ フードバンク、こども食堂等の新設・取組拡大支援 ・ 未利用食品の提供を行うフードバンクの活動支援 ・ こども宅食等による食事提供支援 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 店舗への交通手段の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能な地域公共交通の実現に向けた多様な関係者の連携・協働支援 ・ 農林水産業を軸とした交通、福祉等の集落機能等の維持支援 等
<ul style="list-style-type: none"> ○ フードバンク、こども食堂等への食料提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府備蓄米のこども食堂やこども宅食への無償交付 ・ 国の災害用備蓄食品のフードバンク等への提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 移動販売等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動販売車の実証支援 ・ 買物困難地域、過疎地域等での移動販売等の取組支援 等
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 配送の効率化 <ul style="list-style-type: none"> ・ ラストワンマイル配送の効率化支援 ・ 地方公共団体が行うドローン配送のサービス実装支援 ・ 自動配送ロボットによるサービスモデル支援 等
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食品アクセスの対策事例等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品アクセスポータルサイト等での情報提供 ・ 「デジ活」中山間地域への支援やドローン物流の社会実装の推進

フェアプライスプロジェクト（合理的な価格形成に向けた消費者等の理解醸成）

- 消費者をはじめとする食料システムの関係者に対し、食品の生産・製造・流通に関わる実態、コスト高騰の背景等についてわかりやすく伝える「フェアプライスプロジェクト」を通じて、各段階での**合理的な価格形成に向けた理解を醸成**。
- コンセプト「**売る人にも、買う人にも、育てる人にも。フェアでいい値を考える。**」
- 令和6年度は、動画コンテンツの拡充、消費者参加型の展示イベント、食品企業向けプロジェクトの立上げ等により、**関係者の行動変容の促進**を図る。

これまでの取組

特設サイトの開設

農林水産省HPに「フェアプライスプロジェクト」の特設サイトを開設。



酪農体験学習

親子を対象に、酪農体験を通じて食品の値段を考えるイベントを開催。



生産者インタビュー動画

生産者等のインタビューを通じて、生産現場の窮状、こうした状況に対応策を講じる頑張りなどの生の声を発信。



アニメ作品とのコラボレーション

アニメ作品『あはれ！名作くん』（Eテレ（2016～2022））とコラボし、親子や若者向けに食品の値上げ等の背景を伝える動画を発信。



今後の取組

食品スーパーを舞台とした動画

生産サイドと消費者の間を繋ぐ食品スーパーを舞台に、食品の価格を決めることの難しさを描いたドラマ仕立ての動画を追加。



消費者参加型の展示イベント

買い物に際して価格に関する背景事情等について考えるきっかけを提供し、行動変容を促すための消費者参加型の展示イベントを開催。

食品企業向けプロジェクトの立上げ

食料の持続的な供給に向けた業界全体の機運を高めるため、コンセプトに賛同する食品企業が参画する枠組みを立ち上げ、情報共有・発信。

- 食育を国民運動として推進していくため、農林水産省を中心に、こども家庭庁や文部科学省等の関係省庁が連携して取り組むとともに、地域においては、学校、保育所等、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等の様々な立場の関係者が緊密に連携・協働し、食育を推進。
- 食や農林水産業への理解を深めるため、学校給食における地場産物活用の促進など学校における食育や民間事業者等を巻き込んだ「大人の食育」、生産現場の実態を知る農林漁業体験機会等の食育の取組を強化。

第4次食育推進基本計画（令和3年度～7年度）を基に進めている食育の取組

○ 食育の総合的な促進に関する事項

1. 家庭における食育の推進：

- ・乳幼児期からの基本的な生活習慣の形成
- ・在宅時間を活用した食育の推進

2. 学校、保育所等における食育の推進：

- ・栄養教諭の一層の配置促進
- ・学校給食の地場産物利用促進へ連携・協働

3. 地域における食育の推進：

- ・健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ・地域における共食の推進
- ・日本型食生活の実践の推進
- ・貧困等の状況にある子供に対する食育の推進

4. 食育推進運動の展開：

- ・食育活動表彰、全国食育推進ネットワークの活用、デジタル化への対応

5. 生産者と消費者との交流促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等：

- ・農林漁業体験や地産地消の推進
- ・持続可能な食につながる環境に配慮した消費の推進
- ・食品ロス削減を目指した国民運動の展開

6. 食文化の継承のための活動への支援等：

- ・中核的な人材の育成や郷土料理のデータベース化や国内外への情報発信など、地域の多様な食文化の継承につながる食育の推進
- ・学校給食等においても、郷土料理の歴史やゆかり、食材などを学ぶ取組を推進

7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進：

- ・食品の安全性や栄養等に関する情報提供
- ・食品表示の理解促進

5 10月24日協議会での主なご意見



10月24日協議会での主な御意見

1 生産者

- (1) 米や野菜を含め、このまま何の対策も打たない場合には**供給の持続性に支障が生じる、ということ**を前提として議論をさせていただきたい。野菜については、キャベツ、玉ねぎについて資料で説明されていたが、他の野菜についても持続性に支障がある品目があると考える。野菜を生産する基幹的農業従事者の平均年齢は68歳を超えているなど、今後も更なる生産基盤の縮小が懸念。
- (2) 野菜の状況について、例えば白菜、レタス、ナス等といった品目についても、生産コストが増加する一方で価格が低迷しており、持続的な生産が危ぶまれている状況にあると認識。**どのような品目で議論するべきか、論点になると思うが、是非ワーキンググループの中で協議いただきたい。**

2 製造業者

- (1) 供給の持続性に支障が生じているかどうかについて、しっかりと農業生産者サイドから**データやファクトを出して議論をする場として、ワーキンググループを活用してはどうか。**

3 卸売業者

- (1) 国産野菜の市場経由率は80%近くであり、**卸売業の経営が安定しなければ、消費者への供給の持続性への支障が懸念される**ということにも御留意いただきたい。

4 小売業者

- (1) スーパーマーケットが企業価値を損なわず、消費者に良い商品を「納得価格」で提供できる体制を構築していただきたい。**生産者も消費者も納得がいく価格の形成を目指し、米・野菜についてもそれぞれWGを立ち上げて、議論を行っていただきたい。**
- (2) **野菜全てに、供給の持続性の懸念があるとは到底思えない。野菜の中でも、どれとどれが危ないのか。**例えばキャベツ農家の数がこれほど減っているといったようなデータを示していただければ、もしかしたら納得する材料になるかもしれないが、**今の資料では到底納得できない。**
- (3) **消費者のために買える範囲内の価格転嫁というものに何とか抑えるための努力が我々としては必要なのではないか。**その辺りをワーキンググループでしっかりと議論するべき。単なる**今迄のやり方を前提とした押し付け合いだけではあまり意味がない。**

5 消費者

- (1) どのような価格が形成され、どのようなコストが存在するのかを関係者が一同に理解することは良いことだと思うので、**仕組み化につながるかどうかも含めて、丁寧に議論されると良いと思う。**